

かによって異なりますが、通常は納税者に一律に認められている基礎控除の35万円だけの場合が多いので、パートの年収が100万円を超えると所得税がかかります。
以上のことをまとめると、次のようになります。

パートの年収	夫の所得から配偶者控除税が入る	パート収入に所得税がかかる
100万円以下	受けられない	かからない
100万円超	受けられる	かかる

パート収入と所得税



配偶者特別控除

所得税の配偶者特別控除は、夫の合計所得が1,000万円（給与年収で約1,220万円）以下のときに適用され、控除額は奥さまの所得によって調整されますが、最高額は35万円です。この控除は、給与所得となるパート収入であ

れば収入が100万円を超えていても135万円未満であれば受けることができます。

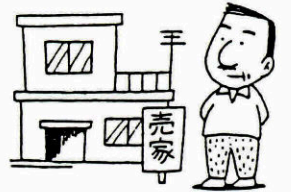
● 配偶者特別控除額の計算は…

控除対象配偶者の場合 (奥さまの給与収入100万円以下)	350,000円－ (奥さまの給与収入－65万円)
控除対象配偶者でない場合 (給与収入1,349,999円以下の人)	350,000円－ {(奥さまの給与収入－65万円)－35万円}

(注) () 内の計算で1万円未満の端数は切り捨て

土地や建物を売ったときの税

土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって他の所得と区



別して計算します。

さらに、売った土地や建物について「長期」と「短期」に区分しそれぞれ別の方法で計算します。

長期譲渡所得
譲渡した年の1月1日において所得期間が土地の場合10年を超えている場合は長期譲渡所得となります。

短期譲渡所得
譲渡した年の1月1日において所有期間が土地の場合は5年以下、建物の場合は10年以下である場合は短期譲渡所得となります。

年金と税

○ 公的年金等の収入は雑所得
厚生年金や国民年金などの公的年金等を受け取ったときは、雑所得となり、次の算式で計算します。
公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝雑所得の金額

● 65歳未満の人

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
120万円以下	60万円
120万円超400万円以下	年金収入×25%＋30万円
400万円超760万円以下	年金収入×15%＋70万円
760万円超	年金収入×5%＋146万円

(注) 65歳未満かどうかは、その年の12月31日の年齢によります。

○ 公的年金等とは……
公的年金等とは、①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づく年金、②恩給（一時恩給を除きます）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、③適格退職年金、特定退職金共済団体の支給する年金、外国年金をいいます。
○ 公的年金等控除額
公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なり、次の表のとおりになっています。

● 65歳以上の人

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
240万円以下	120万円
240万円超440万円以下	年金収入×25%＋60万円
440万円超800万円以下	年金収入×15%＋104万円
800万円超	年金収入×5%＋184万円

お年寄り本人が受けられる特典

年齢が65歳以上で、所得金額が1,000万円以下の人には、本人の所得税を計算するとき、次の控除を受けることができます。

△ 高齢者控除
所得税は、1年間の所得金額から、基礎控除や扶養控除などの所得控除を差し引いた金額に税率を掛けて計算しますが、この所得控除の一つとして高齢者控除があります。控除額は50万円です。所得金額から差し引くことができます。

市・県民税の控除額がかわります

平成元年に地方税法の一部改正が行われました。

この結果、市・県民税について控除額が次のように一部改正されました。

各種所得控除の引き上げ

項目	改正前	改正後
障害者控除	24万円 (特別控除26万円)	26万円 (特別控除28万円)
寡婦(夫)控除	24万円 ()	26万円 (特別寡婦30万円)
勤労学生控除	24万円	26万円
配偶者控除	28万円	30万円
扶養控除	28万円	30万円
特定扶養控除	—	35万円 (16歳～23歳未満)
配偶者特別控除	最高14万円	最高30万円
基礎控除	28万円	30万円